

申告・納税の手順、月次単位で G T ・ 花輪氏のG S T解説（1）

インドの統一税制、物品・サービス税（G S T）が7月1日に導入されて、ほぼ1カ月が経った。17日にはG S T導入後初の国会が始まり、税率の見直しも審議されている。会計コンサルティング大手グラントソントン（G T）インディアのジャパンデスク・ディレクター、花輪大資氏（日本国公認会計士）は「8月20日に1回目の月次申告がある。社内サービスや在庫移動の処理など、まだ難解な部分がある」と話す。新たな課題も踏まえ、G S Tの手続きに関して、同氏が一連の流れを概説する。

7月1日にG S T（Goods and Services Tax）が施行された。6月後半は土壇場の税率修正がいくつかあった。また、7月に入ってからも通達が連日発出されるなど、インドならではの「走りながら考える」スタイルで進行している。だが、実際のところ、大きな経済的混乱ではなく、歴史的な税制大改革はスムーズな走り出しといえるのではないか。

まずは、7月1日にG S Tインボイス（Tax Invoice）が適切に発行できることを最低条件として、各社は準備を進めてきたと思われる。だが、申告作業はまた別次元の話であり、ここで大きな混乱が生じる可能性が高いとみている。そこで、G S Tの申告がどのような手順で行われるのか、概要を解説する。

■申告・納税はどのような手順となるのか

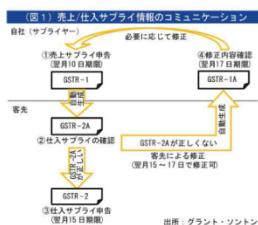
(表1) 主なG S Tの申告対応		
手順	申告書/レポート	申告期限/確認期間
①売上サプライ申告	GSTR-1	翌月10日
②仕入サプライの確認	GSTR-2A	翌月10～15日
③仕入サプライ申告	GSTR-2	翌月15日
④売上サプライの修正確認	GSTR-1A	翌月15～17日
⑤月次申告	GSTR-3	翌月20日
⑥年度申告	GSTR-9	翌年1月12月末

出所：グラント・ソントン

G S Tの申告・納税は月次単位となっており、主な申告書は表1の通りである。手順としては、まず、自社（サプライヤー）が他社に販売・提供した売上サプライ情報（Outward Supply）をアップロードする。そのアップロード情報は、G S T申告・納税を管理するI Tインフラシステム「G S T N（G S T ネットワーク）」上の申告などを行うポータルサイト（Common Portal=コモンポータル）で物品・サービスの受け手である顧客が確認する。顧客側で修正があれば、その修正内容が「G S T R-1 A」として返信される仕組みとなっている（図1）。

自社の仕入・購入については、ベンダーが入力した自社向け売上サプライ情報が、自身のコモンポータルに「G S T R-2 A」としてアップロードされるので、それを基に自身の仕入サプライ情報（Inward Supply）「G S T R-2」を作成することとなる。

このように、各申告書（売上・仕入サプライ情報）について、自社と顧客の間でコミュニケーションが必要となっており、これを決められたスケジュールで毎月行っていくことになる。そのため、情報の相違があった場合にはスムーズに調整ができるよう、顧客やベンダーの適切な担当者の連絡先を確認しておく必要もある。また、可能な限り、情報の照合をシステム化することも検討するべきだ。なお、手続きで起点となり、最初から作成しなければならないのは、売上サプライ情報に当たる「G S T R-1」で、その他の申告書は基本的に他の申告書の情報を基にG S T Nで自動生成され、コモンポータルで確認できる。



出所：グラント・ソントン

■納税額は申告書に基づき自動計算

納税額の計算は、物品・サービスの提供時に顧客から預かった税（Output Tax）から、仕入時に支払った税（Input Tax）のうち仕入控除可能なインプット・タックス・クレジット（I T C）を差し引いて計算される。基本的にはG S T R-1、G S T R-2の申告情報を基にG S T Nで自動計算され、それを確認することとなる。

納税は、コモンポータル上の自社のキャッシュ勘定に現金をデポジットする形となる。G S T納税のほか、利息、罰金（ペナルティー）、手数料などの支払いもこのキャッシュ勘定のデポジットを充てられる。デポジットの方法は、コモンポータル上で認証された銀行口座にひもづいたインターネットバンキング、クレジットカード、デビットカード、N E F T（国営電子振替決済）などを通じて、振り込み、銀行窓口支払が利用可能である。ただし、銀行窓口支払は、G S Tの支払いが1万ルピー（約1万7,400円）までの場合のみ認められる。従って、ビジネスにおいては基本的にはオンライン銀行振り込みやクレジットカードなどによる支払いが一般的となる。

■17年7、8月申告の緩和策

17年7月分と8月分の申告については、表2の通り緩和策が発表されている。最初の申告となるのは、8月20日期限の「G S T R-3 B」になる。3 Bは簡易版の月次申告書となり、インボイスごとの情報は不要で、合計ベースの申告となる。申告内容は、△リバースチャージが適用されるサプライ△G S T非登録者などへの州をまたぐサプライ△I T C△免税での仕入サプライ△納税額計算テーブル——の5つとなっている。

<プロフィル>

花輪大資（はなわ・だいすけ）

グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士（日本）。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、I P O支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。

(表2) 2017年7、8月分申告の緩和策			
手順	申告書	本来の申告期限	緩和期限
売上サプライ申告	GSTR-1	7月分:8月10日 8月分:9月10日	7月分:9月5日 8月分:9月20日
仕入サプライ申告	GSTR-2	7月分:8月15日 8月分:9月15日	7月分:9月10日 8月分:9月25日
月次申告	GSTR-3(代わりに、累積のGSTR-3Bを申告)	7月分:8月20日 8月分:9月20日	期限の緩和なし

出所：グラント・ソントン